

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和4年11月10日

京都市長 門川大作

1 取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第420号	令和 4.11.7	3・5・101 桂駅 東通（指定番号：27 6）	メートル 12.0	メートル 674.0	起点 京都市西京区 川島滑樋町 終点 京都市西京区 川島北裏町

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)